

広島県告示第五十五号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	加入区	欄	下	欄
	広島市南区日宇那町二番七号 住田 孟 広島市南区丹那町六番一号 松中 清信 広島市南区丹那新町三番九号 古月 達三 広島市南区日宇那町二番一八号 坪井 郁男 広島市南区丹那町一番八号二〇一 河野 巧 広島市南区北大河町一七番六号 和田 美仁 広島市南区丹那町三番二八号 山村 浩志 広島市南区丹那町三番三七号 島田 輝敏	黄金山南 黄金山南 大河漁業協同組合 黄金山南			